

平成 30 年 7 月 24 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る 経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、東京瓦斯株式会社から申請のあった、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用が決定された 11 府県 61 市 38 町 4 村において被災し、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東京瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結したガスの需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害について、11 府県 61 市 38 町 4 村に対し、災害救助法の適用が決定されております。(平成 30 年 7 月 24 日現在)

平成 30 年 7 月 23 日、東京瓦斯株式会社から、災害救助法が適用された 11 府県 61 市 38 町 4 村(※1)において被災し、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東京瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結した需要家に対する災害特別措置として、小売料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長)を実施するために必要となる認可申請がありました。

(※1)平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨に関する災害救助法適用市町村一覧(平成 30 年 7 月 24 日現在)

- 岐阜県 たかやまし 高山市、せきし 関市、なかつがわし 中津川市、えなし 恵那市、みの 美濃加茂市、かにし 可児市、やまがたし 山県市、ひだし 飛騨市、  
もとすし 本巣市、ぐじょうし 郡上市、げろし 下呂市、かもぐんさかほぎちよう 加茂郡坂祝町、かもぐんひちそうちよう 加茂郡七宗町、かもぐんやおつちよう 加茂郡八百津町、  
かもぐんしらかわちよう 加茂郡白川町、かもぐんひがしらかわむら 加茂郡東白川村、おおのぐんしらかわむら 大野郡白川村、ぎふし 岐阜市、みのし 美濃市、かもぐん 加茂郡  
とみかちよう 富加町、かもぐんかわべちよう 加茂郡川辺町
- 京都府 ふくちやまし 福知山市、まいづるし 舞鶴市、あやべし 綾部市、みやづし 宮津市、きょうたんごし 京丹後市、なんたんし 南丹市、ふないぐんきょうたんぼちよう 船井郡京丹波町、  
よさぐんいねちよう 与謝郡伊根町、よさぐんよさのちよう 与謝郡与謝野町
- 兵庫県 とよおかし 豊岡市、ささやまし 篠山市、あさごし 朝来市、しそうし 宍粟市、あこうぐんかみごおりちよう 赤穂郡上郡町、みかたぐんかみちよう 美方郡香美町、ひめじし 姫路市、  
にしわきし 西脇市、たんぼし 丹波市、たかぐんたかちよう 多可郡多可町、さようぐんさようちよう 佐用郡佐用町、やぶし 養父市、かんざきぐん 神崎郡  
いちかわちよう 市川町、かんざきぐんかみかわちよう 神崎郡神河町
- 鳥取県 とっとりし 鳥取市、やずぐんわかさちよう 八頭郡若桜町、やずぐんちづちよう 八頭郡智頭町、やずぐんやずちよう 八頭郡八頭町、とうはくぐんみささちよう 東伯郡三朝町、

さいはくぐん なんぶちよう さいはくぐんほうき ちよう ひのぐん にちなんちよう ひのぐん ひのちよう ひのぐん  
西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡  
江府町

島根県 江津市、邑智郡川本町

岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、  
瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、  
とまたぐんかがみのちよう あいだぐんにしあわくらそん かがぐん きびちゆうおうちよう おたぐんやかげちよう  
苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

広島県 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、  
江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県 岩国市

愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

高知県 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村

福岡県 飯塚市

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 47 条ただし書の規定及びガス事業法第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

今後、被害が深刻化・長期化する場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可等を行う予定です。

本ニュースリリースは、第 163 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(参考 1) 災害救助法適用日: 内閣府 HP をご覧下さい。

内閣府 HP: [http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 都築

担当者: 小柳・石原・瀧桐

電話: 03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

(別紙)

## 指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された 11 府県 61 市 38 町 4 村（高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、福岡県、島根県、山口県）において、被災した需要家が、同豪雨に起因して東京瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結した場合で、当該需要家から申出があった場合、東京瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東京瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、ガス料金の支払期限について平成 30 年 7 月検針分、8 月検針分及び 9 月検針分をそれぞれ 1 か月間延長する。